

キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進する取り組みを実施した事業主に対して助成されるものです。次の8つのコースに分けられます。

- (1)正社員化コース
- (2)人材育成コース
- (3)賃金規程等改定コース
- (4)健康診断制度コース
- (5)賃金規程等共通化コース
- (6)諸手当制度共通化コース
- (7)選択的適用拡大導入時処遇改善コース
- (8)短時間労働者労働時間延長コース

〈 〉内は[生産性要件](#)を満たした場合の支給額です。

(1)正社員化コース

有期契約労働者の正規雇用労働者への転換、または派遣労働者を直接雇用した場合に助成金が支給されます。

- ①【有期→正規】 1人当たり 57万円 〈72万円〉
 - ②【有期→無期】 1人当たり 28.5万円 〈36万円〉
 - ③【無期→正規】 1人当たり 28.5万円 〈36万円〉
- ①～③合せて1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は15人まで

(2)人材育成コース

有期契約労働者等に対して職業訓練を行った場合に助成金が支給されます。

- ①【Off-JT 賃金助成】 1時間あたり 760円 〈960円〉
- ②【Off-JT 訓練経費助成】 一般職業訓練、有期実習型訓練
 - 100時間未満 10万円
 - 100時間以上 200時間未満 20万円
 - 200時間以上 30万円
- ③【OJT 訓練実施助成】 1時間当たり 760円 〈960円〉

(3)賃金規程等改定コース

有期契約労働者等の賃金規程等を増額改定し、昇給を図った場合に助成金が支給されます。

①【すべての有期契約労働者等の賃金規程等を増額改定した場合】

- ・ 1～3人 95,000円 〈12万円〉
- ・ 4～6人 19万円 〈24万円〉
- ・ 7～10人 28.5万円 〈36万円〉
- ・ 11～100人 1人当たり28,500円 〈36,000円〉

②【一部の有期契約労働者等の賃金規程等を増額改定した場合】

- 1～3人 47,500円 〈60,000円〉
- 4～6人 95,000円 〈12万円〉
- 7～10人 14.25万円 〈18万円〉
- 11～100人 1人当たり14,250円 〈18,000円〉

(4)健康診断制度コース

有期契約労働者等に対して法定外の健康診断制度を新たに規定し、実施した場合に助成金が支給されます。

- ・ 1事業所当たり38万円 〈48万円〉

(5)賃金規程等共通化コース

有期契約労働者等に対して正規雇用労働者と共通の賃金規程等を適用した場合に助成金が支給されます。

- ・ 1事業所当たり57万円 〈72万円〉

(6)諸手当制度共通化コース

有期契約労働者等に対して正規雇用労働者と共通の諸手当に関する制度を適用した場合に助成金が支給されます。

- ・ 1事業所当たり38万円 〈48万円〉

(7)選択的適用拡大導入時処遇改善コース

労使合意に基づき社会保険の適用拡大の措置を実施し、雇用する有期契約労働者等の賃金

を引き上げた場合に助成金が支給されます。

【賃金引上げ割合に応じて（1人当たり）】

3%以上	19,000 円	〈24,000 円〉
5%以上	38,000 円	〈48,000 円〉
7%以上	47,500 円	〈60,000 円〉
10%以上	76,000 円	〈96,000 円〉
14%以上	95,000 円	〈12 万円〉

(8)短時間労働者労働時間延長コース

雇用する有期契約労働者等について、週所定労働時間を 5 時間以上延長または(3)賃金規程等改定コースもしくは(7)選択的適用拡大導入時処遇改善コースと併せて労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を 1 時間以上 5 時間未満延長し、新たに社会保険に適用した場合に助成金が支給されます。

①【週所定労働時間を 5 時間以上延長した場合】

・ 1 人当たり 19 万円 〈24 万円〉

②【上記(3)賃金規程等改定コースまたは、(7)選択的適用拡大導入時処遇改善コースと併せて労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を 1 時間以上 5 時間未満延長した場合】

1 時間以上 2 時間未満	1 人当たり 38,000 円	〈48,000 円〉
2 時間以上 3 時間未満	1 人当たり 76,000 円	〈96,000 円〉
3 時間以上 4 時間未満	1 人当たり 11.4 万円	〈10.8 万円〉
4 時間以上 5 時間未満	1 人当たり 15.2 万円	〈14.4 万円〉